

中学校社会科

1 改訂の趣旨

- 基礎的・基本的な知識，概念や技能の習得
改正教育基本法における「社会において自立的に生きる基礎を培う」という義務教育の目的，学校教育法第30条第2項の学力の重要要素の規定を踏まえている。
- 言語活動の充実
中教審答申（平成20年1月17日）で指摘された思考力・判断力・表現力等の育成の重要性を受けて，教科の知識・技能を活用する学習活動の基盤となる言語活動の充実を踏まえている。
- 社会参画，伝統と文化，宗教に関する学習の充実
社会参画や様々な伝統と文化，宗教に関する学習を重視して，各分野の特質に配慮した内容の改善を図っている。

2 改訂の要点

(1) 目標

ア 教科目標

広い視野に立って，社会に対する関心を高め，諸資料に基づいて多面的・多角的に考察し，我が国の国土と歴史に対する理解と愛情を深め，公民としての基礎的教養を培い，国際社会に生きる平和で民主的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養う。

イ 改訂された文言と各分野の目標

改正教育基本法の文言との整合性を図るため，ゴシックの部分がある今回の改訂で修正されている。地理的分野では，世界に関する地理認識の重視，社会参画の観点，歴史的分野では我が国の歴史の大きな流れの理解の観点，公民的分野では現代社会についての見方や考え方の育成の観点から，それぞれ目標の改訂を行っている。

(2) 内容

ア 改訂の基本方針

- (ア) 基礎的・基本的な知識，概念や技能の習得
- (イ) 言語活動の充実
- (ウ) 社会参画，伝統や文化，宗教に関する学習の充実

イ 各分野の内容の改訂の要点

〔地理的分野〕	<ul style="list-style-type: none"> ア 分野目標についての見直し 世界の諸地域に関する地理的認識，社会参画 等 イ 内容構成についての見直し 我が国と世界の諸地域に関する地理的認識の育成，習得－活用－探究 等 ウ 世界に関する地理的認識の重視 学校教育法の義務教育の目的，環境問題の理解 等 エ 動態地誌的な学習による国土認識の充実 単なる地誌的知識の暗記にならない学習 等 オ 地理的技術の育成の一層の重視 地図帳の活用，小・中，高等学校の系統的な地理的技術の育成 等 カ 社会参画の視点を取り入れた身近な地域の調査 公民的資質の基礎と社会参画の密接な関連 等
〔歴史的分野〕	<ul style="list-style-type: none"> ア 「我が国の歴史の大きな流れ」を理解する学習の一層の重視 学習内容の焦点化，構造化，我が国の歴史の大きな流れの理解 等 イ 歴史について考察する力や説明する力の育成 時代の特色や時代の転換について考えたり表現したりする学習 等 ウ 近現代の学習の一層の重視 現代社会についての深い理解 等 エ 様々な伝統や文化の学習の重視 伝統や文化の特色の理解 等 オ 我が国の歴史の背景となる世界の歴史の扱いの充実 世界の歴史の扱いの充実 等
〔公民的分野〕	<ul style="list-style-type: none"> ア 現代社会の特色や，現代における文化の意義や影響に関する学習の重視 現代社会の特色，伝統や文化，宗教に関する一般的な教養 等 イ 現代社会をとらえる見方や考え方の基礎を養う学習 現代社会をとらえる見方や考え方の基礎となる概念的枠組み 等 ウ 現代社会をとらえる見方や考え方の基礎を生かした内容構成 以後の学習に生かせるような内容構成 等 エ 社会の変化に対応した，法や金融などに関する学習の重視 金融の仕組みの意義や働き，法による基本的人権の保障，裁判員制度 等 オ 課題の探究を通して社会の形成に参画する態度を養うことの重視 社会科のまとめ，持続可能な社会を形成する観点からの課題の探究 等

ウ 内容の改善とポイント解説（次ページ〔資料〕参照）

3 新学習指導要領全面実施に向けた授業づくり

- 基礎的・基本的な知識，概念や技能を活用する力を育成する授業づくりがポイントとなる。
- ア 習得すべき知識，概念や技能を明確にした学習指導
- ・小学校の学習内容との接続や分野相互間，分野内の単元の関連を意識した指導計画をつくる。
 - ・基礎的・基本的な知識，概念や技能の確実な習得を図るために，反復だけでなく小課題を設けて活用してみるなどの活用を想定した学習活動を取り入れる。
- イ 社会的事象の意味，意義を解釈したり，事象の特色や事象間の関連を説明する学習を想定した単元構成
- ・単元の導入とまとめを重視し，社会的事象の関連を構造化してとらえる学習を工夫する。
- ウ 様々な課題を考察し，自分の考えを論述したり議論したりする学習活動の重視
- ・身近な地域や現代社会の課題に対し根拠を持って自分の考えをまとめ，自分の言葉でそれを論述したり，説明したりできるように指導法を工夫する。

4 移行措置

- (1) 平成21年度より各学校の判断により，所要の時間を確保し適切な教材や指導計画をつくれるのであれば，新学習指導要領に基づいて全部又は一部実施可能である。
- (2) 平成22，23年度入学生は，新教育課程の配当時間数で実施されることになる。
- (3) 平成23年度入学生に対しては，翌年度を見通して第1学年において現行の「(1) 世界と日本の地域構成」「(2) 地域の規模に応じた調査」の「ア 身近な地域の調査」「ウ 世界の国々」「(3) 世界と比べてみた日本」の「ア 様々な面からとらえた日本」の(ア)～(ウ)及び(オ)の事項を指導すること。

〔資料〕内容の改善とポイント解説

分野	主な内容の改善点	ポイント解説
〔地理的分野〕	(1) 世界の様々な地域	
	イ 世界各地の人々の生活と環境	○世界各地の人々の生活の様子を衣食住や宗教とのかかわりを中心に学習する。暑い地域と寒い地域，生活と宗教などを取り上げる。 ○自然及び社会的条件と関連付けて考察させ，世界の人々の生活や環境の多様性を理解させる。
	ウ 世界の諸地域	○世界の州を対象として，それぞれの州内に暮らす人々の生活にかかわり，また，日本の国土の認識を深める上で効果的な観点から特色ある地理的事象を基に教師が主題を設定する。 ○主題の追究を通してそれぞれの州の地域的特色を理解させる。
	(2) 日本の様々な地域	
ウ 日本の諸地域	○日本を幾つかの地域に区分し，それぞれの地域的特色ある地理的事象や事柄を他の事象と有機的に関連付けて追究する活動を通して，日本の諸地域の地域的特色をとらえさせる。 ○各地域の地域的特色を追究させる際は，学習指導要領に示された七つの考察の仕方の中から教師が地域ごとに二つ選択し，考察させる。	
エ 身近な地域の調査	○身近な地域に対する理解と関心を深めさせ，調査の視点や方法を身に付けさせる。 ○地域の課題について考察し社会参画の視点を入れた，地理的分野のまとめとしての探究型学習とする。	
〔歴史的分野〕	(1) 歴史のとらえ方	
	ウ 各時代の特色をとらえる	○古代までの日本，中世の日本，近世の日本などの各時代を学習したまとめとして，その時代を大観して表現する活動を通して，各時代の特色をとらえさせる。 ○中世の日本以降の各時代で，政治面などにおける変革に着目させ，前の時代とは違う特色を考察することで時代の転換の様子をとらえさせる。
〔公民的分野〕	(1) 私たちと現代社会	
	ア 私たちが生きる現代社会と文化	○現代社会にはどのような特色が見られるのか，どのような伝統や文化の影響を受けているのかを理解させ，以後の公民的分野の学習に対して関心を高めさせる。
	イ 現代社会をとらえる見方や考え方	○よりよい決定の仕方とはどのようなものか，なぜきまりが作られるのかなどの問いを追究し考察する。このことを通して，政治的な活動や経済的な活動などをとらえ説明するための概念的な枠組みである見方や考え方の基礎を身に付けさせる。
	(4) 私たちと国際社会の諸課題	
イ よりよい社会を目指して	○社会科のまとめの学習として，私たちがよりよい社会を築いていくためにはどうしたらよいかについて，持続可能な社会を形成する観点から，課題を設けて探究させる。自分の考えをまとめさせ，これから社会参画をしていくための手がかりを得させる。	